

2024光ウィーク高校ヨット選手権大会
レース公示

主催 山口県セーリング連盟

後援 光市セーリング連盟 山口県高等学校体育連盟ヨット専門部

期日 令和6年3月22日（金）～3月24日（日）

場所 〒743-0011 山口県光市光井2丁目19-2
山口県スポーツ交流村ヨットハーバー TEL 0833（71）5439

1 規則

- 1.1 本大会は2021-2024セーリング競技規則（以下、RRS）に定義された規則を適用する。ただし、これらの規則のうち帆走指示書で変更された規則は除く。
- 1.2 RRS付則Pを適用する。
- 1.3 RRS付則Tを適用する。
- 1.4 艇はマスト・トップに浮力体を取り付けることができる。
420級については、規則87および420クラス規則A.8.2に基づき、420クラス規則のC.5.1aに以下の文を追加する。
「マスト・トップに揚力を起こさない形状の浮力体の取付を認める。」

2 競技種目 420級・レーザージャブ級

3 選手とのコミュニケーション

- 3.1 公式掲示板はスポーツ交流村クラブハウス南側に設置する。
- 3.2 競技者への通告は、LINEオープンチャットを用いて通告することがある。帆走指示書に示すQRコードをスキャンすることで招待が受けられる。また、LINEオープンチャット内に、オンライン公式掲示板を設置する。

4 帆走指示書

- 4.1 帆走指示書は3月19日（月）までに、出場団体または個人が指定するメールアドレスに送信する。

5 参加資格および申込

- 5.1 (a)2023年度日本セーリング連盟会員であること。
(b)自力で出着艇でき、高校生以下については必ず引率教員または責任指導者があること。
以上の要件を満たす420級・レーザージャブ級のすべての艇（選手）が参加できる。なお、一般のオープン参加も認める。
- 5.2 申込については所定の用紙に必要事項を記入して、下記申し込み先に郵送するかまたはメールにて送信すること。

【申し込み先】 山口県高体連ヨット専門部事務局（今村光利・田川達也・石井泰三）
〒743-0011 山口県光市光井9丁目22-1 聖光高等学校内
TEL 0833-72-1187 FAX 0833-72-1308
MAIL m-imamura@seiko-h.ed.jp
申し込み締め切り日 3月12日（月）

6 参加料

参加料は以下の通りである。

420級 : 10,000円/1艇
レーザージャブ級 : 5,000円/1艇

7 日 程

7.1 レース日程

3月22日(金)	9:00	受付
	12:00	スキッパーズミーティング
	12:55	420級 プラクティスレース予告信号
	13:00	レーザージャブ級 プラクティスレース予告信号 *引き続き可能な限りプラクティスレースを行う 但し15時30分を過ぎてのスタートは行わない。
3月23日(土)	9:00	ブリーフィング
	9:55	420級 第1レース予告信号 レーザージャブ級 第1レース予告信号 *引き続きレースを行う 但し15時30分を過ぎてのスタートは行わない
3月24日(日)	8:30	ブリーフィング
	9:25	その日の最初のクラスのレース予告信号 原則5分間隔で次のクラスのレース予告信号 *引き続きレースを行う 但し14時を過ぎてのスタートは行わない。
	16:00	表彰式

7.2 レース数

レース数は、最大8レースとする。

8 コース 帆走指示書で指示する。

9 得点

9.1 本大会の成立には、1レースを完了することが必要である。

9.2 各艇の総得点は全てのレースにおけるその艇の得点合計とするが、5レースが完了した場合は、その艇の最も悪い得点を除外する。

10 支援者船

10.1 支援者船は受付時に登録しなければならない。また、レース委員会は悪天候やその他の理由により支援者船に救助の要請をする場合がある。その場合、要請に従わなければならない。

11 リスクステートメント

11.1 RRS3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による障害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な障害、死亡のリスクである。

12 賞

12.1 賞を次のとおり与える。各種目1位には賞状とトロフィーを、2～3位には賞状を授与する。

13 搭載物品および保険

13.1 危険防止と曳航のために、バウラインは必ず搭載すること。また技術の未熟な艇は、アンカー及びアンカーラインも搭載すること。

13.2 参加選手は、第三者賠償責任保険に加入することを強く推奨する。